# 同志社女子大学における研究費の不正使用等の対応に関する内規

2007年11月21日
制定

改正　2008年１月16日　2015年１月30日（題名改称）
2016年２月10日　2017年３月８日（題名改称）
2021年３月27日　2026年２月10日

（目的）

第１条　この内規は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に則るとともに、同志社女子大学研究倫理規準（以下「規準」という。）第12条に反する行為（以下「研究費の不正使用等」という。）が生じた場合における本学の対応に関する必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　研究費

学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団、企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄付金等を財源として本学で扱うすべての研究資金

（２）　研究者等

本学の教職員その他の本学の研究費の運営及び管理に関わるすべての者

（３）　告発者

顕名により告発窓口に書面、ＦＡＸ、電子メール、電話、面談又はその他の方法（以下「書面等」という。）により不正使用等に関する告発（以下「告発」という。）を行い、連絡先を開示した者

（４）　被告発者等

告発を受けた者（以下「被告発者」という。）及び被告発者に関係する調査の対象者

（所管）

第３条　この内規に定める、研究費の不正使用等に係る調査、審理、決定等は同志社女子大学研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）が行う。倫理委員会に関する事項は、別に定める。

（告発窓口）

第４条　告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学術情報部学術研究支援課に告発窓口を置く。また、これとは別に本学外部に告発窓口を設置する。本学外部に設置する告発窓口の役割は別に定める。

２　告発窓口の責任者は、学術研究支援課長とする。

（告発の受付体制）

第５条　研究費の不正使用等が存在すると疑う者は、書面等により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

２　告発は、原則として、顕名により、研究費の不正使用等を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

３　告発窓口の責任者は、匿名による告発について、倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）と協議の上、これを受け付けることができる。

４　告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長及び委員長に報告する。学長は、当該告発に関係する学部・研究科等の長に、その内容を通知する。

５　告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて

告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。
6　新聞等の報道機関、会計検査院、研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究費の不正使用等の疑いが指摘された場合（不正使用等を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正使用等の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第６条　研究費の不正使用等が存在すると疑う者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して書面等により相談をすることができる。

2　告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。

3　相談の内容が、研究費の不正使用等が行われようとしている、又は不正使用等を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、学長及び委員長に報告する。

4　前項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

（告発窓口の職員の義務）

第７条　告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2　告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置（面談による告発の場合は個室にて実施することを含む。）を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

（秘密保護義務）

第８条　この内規に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

2　学長及び委員長は、告発者、被告発者等、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者等の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3　当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、学長は委員長と協議の上、告発者及び被告発者等の了解を得て、調査中であっても、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4　学長、委員長又はその他の関係者は、告発者、被告発者等、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者等、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第９条　学部・研究科等の長は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2　本学に所属する全ての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3　学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な措置を講じる。

4　学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者等の保護）

第10条　本学及び本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2　学長は、相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な措置を講じる。

（悪意に基づく告発）

第11条　何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この内規において、悪意に基づく告発とは、被告発者等を陥れるため又は被告発者等の研究を妨害するため等、専ら被告発者等に何らかの不利益を与えること又は被告発者等が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2　学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、適切な措置を講じる。

3　学長は、前項の措置を講じたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁（以下「関係機関等」という。）に対して、その措置の内容等を報告する。

（予備調査の実施）

第12条　第５条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は倫理委員会の下に予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2　予備調査委員会は、３名の倫理委員会委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

3　予備調査委員会委員長は、予備調査委員の中から、委員長が指名する。

4　予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めること又は関係者にヒアリングを行うことができる。

5　予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第13条　予備調査委員会は、告発された研究費の不正使用等が行われた可能性の有無、本調査実施の可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

（本調査の決定等）

第14条　予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

2　倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

3　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者等に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4　倫理委員会は､本調査を実施しないことを決定したときは､その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。

5　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、調査方針、調査対象、方法等を定め、学長に報告する。学長は、当該事案に係る研究費等の関係機関等に、倫理委員会から報告を受けた内容を報告、協議しなければならない。

（調査委員会の設置）

第15条　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置するとともに、その委員（以下「調査委員」という。）を選任し、その旨を学長に報告する。

2　調査委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

3　調査委員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、調査委員は告発者及び被告発者等と直接の利害関係を有しない者とする。

（１）　倫理委員会の委員長又は委員　１名

（２）　委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者　若干名

（３）　法律の知識を有する外部有識者（弁護士を含む）　若干名

4　調査委員会委員長は、調査委員の中から委員長が指名する。

（本調査の通知及び調査委員に関する異議申立て）

第16条　倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者等に通知する。

2　前項の通知を受けた告発者又は被告発者等は、当該通知を受けた日から起算して７日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員に関する異議を申し立てることができる。

3　倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知する。その内容が妥当でないと判断したときは、異議を申し立てた告発者又は被告発者等にその旨を通知する。

4　前項の決定に対しては、異議を申し立てることができない。

（本調査の実施）

第17条　調査委員会は､本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に､本調査を開始する。

２　調査委員会は、告発者及び被告発者等に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
３　調査委員会は、告発において指摘された研究費の不正使用等に係る資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。
４　調査委員会は、被告発者等に書面又は口頭による弁明の機会を設けなければならない。
５　告発者、被告発者等及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の中間報告）

第18条　調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究費の配分又は措置をした資金配分機関等の求めに応じ、倫理委員会に本調査の中間報告を行う。
２　調査委員会は、本調査の終了前であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかに倫理委員会に報告する。
３　前２項の報告について、委員長は学長に報告する。報告を受けた学長は、当該資金配分機関等に中間報告書を提出する。
４　学長は、本調査に支障をきたす等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資金配分機関等により本調査に関する資料の提出、閲覧又は現地調査を求められたときは、これに応じるものとする。

（認定の手続）

第19条　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、研究費の不正使用等が行われたか否か、不正使用等と認定された場合はその内容及び悪質性、不正使用等に関与した者とその関与の度合、不正使用等の相当額、その他必要な事項を認定する。
２　前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得る。委員長は、その旨を学長に報告する。
３　調査委員会は、研究費の不正使用等が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。
４　前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
５　調査委員会は、本条第１項及び第３項に定める認定が終了したときは、直ちに、倫理委員会に報告しなければならない。
６　前項の報告について、委員長は、直ちに学長に報告しなければならない。

（調査結果の通知及び報告）

第20条　倫理委員会は、調査委員会の調査結果に基づき、研究費の不正使用等か否かを決定する。
２　倫理委員会は、調査委員会が第19条第３項の認定を行ったときは、その調査結果に基づき、告発が悪意に基づくものであったか否かを決定する。
３　委員長は、前２項の決定について学長に報告する。
４　学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者等及び被告発者等以外で研究費の不正使用等に関与したと認定された者に通知する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
５　学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る関係機関等に報告する。
６　学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第21条　第14条第２項に基づき、本調査を実施しないことが決定された場合、告発者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に、委員長に対して書面により不服申立てすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
２　倫理委員会は、前項に基づく不服申立てを受けたときは、不服申立ての妥当性を審査するために、再度倫理委員会で本調査を実施するか否かを審議しなければならない。なお、本調査の決定等の手続については第14条第３項から第５項に準じて行う。
３　告発者は、前項による本調査不実施の決定に対して、再び不服申立てをすることはできない。

4　研究費の不正使用等が行われたものと認定された被告発者等は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
5　告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者等の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、学長に対して書面により不服申立てをすることができる。
6　学長は、前２項による不服申立てがあった場合は、その旨を委員長に報告する。また、告発者又は被告発者等に通知するとともに、前条に基づき通知・報告した先に、通知・報告する。
7　学長が本条第４項及び第５項による不服申立てを受けたときは、調査委員会において不服申立ての妥当性及び再調査を実施するか否かを審査し、決定する。
8　学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
9　前項に定める調査委員の交代又は追加は、第15条第１項から第３項に定める調査委員の選任に準じて倫理委員会が行う。
10　前２項により新たに調査委員となった者の通知及び異議申立てについては、第16条を準用する。
11　調査委員会は、本条第７項の決定を倫理委員会に報告する。
12　委員長は、前項の報告を学長に報告する。学長は告発者及び被告発者等に対して再調査を行うか否かを通知するとともに、前条第４項から第６項に基づき通知又は報告した者に、同様に通知する。
13　不服を申し立てた者（以下「不服申立人」という。）は、本条第７項の決定に対して、再び不服申し立てをすることはできない。

（再調査）

第22条　前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。
2　前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに倫理委員会に報告する。
3　前項の報告について、委員長は、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
4　調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理委員会に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得る。委員長は、その旨を学長に報告する。
5　学長は、前項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者等及び被告発者等以外で研究費の不正使用等に関与したと認定された者に通知する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る関係機関等に報告する。
6　不服申立人は、再調査による倫理委員会の決定に対して、再び不服を申し立てることはできない。

（調査結果の公表）

第23条　学長は、研究費の不正使用等が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。
2　前項の公表における公表内容は、研究費の不正使用等に関与した者の氏名・所属、不正使用等の内容、不正使用等の相当額、本学が公表時までに行った措置の内容、調査の方法・手順等を含むものとする。
3　研究費の不正使用等が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しない。ただし、被告発者等の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表する。
4　前項ただし書きの公表における公表内容は、研究費の不正使用等がなかったこと、被告発者等の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。
5　学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査の方法・手順等を公表する。

（本調査中における一時的措置）

第24条　学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

２　学長は、資金配分機関から、被告発者等の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

（研究費の使用中止）

第25条　学長は、研究費の不正使用等に関与したと認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

（措置の解除）

第26条　学長は、研究費の不正使用等が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除する。

２　学長は、研究費の不正使用等を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

（処分）

第27条　本調査の結果、研究費の不正使用等が行われたものと認定された場合に、当該研究費の不正使用等に関与したものに対して、「学校法人同志社懲戒規程」の手続に従って処分が科されたときは、学長は、該当する関係機関等に対して、その処分の内容等を報告する。

２　理事長は、不正使用の内容が私的流用等、悪質性が高いと判断したときは、必要に応じて法的手続きを取ることができる。

（是正措置等）

第28条　倫理委員会は、本調査の結果、研究費の不正使用等が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告する。

２　学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部・研究科等の長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとる。

３　学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する関係機関等に対して報告する。

（事務）

第29条　この内規に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

（改廃）

第30条　この内規の改廃は、倫理委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この内規は、2026年４月１日から施行する。